

済々黌サッカー部 OB 会会則

名称	本会は済々黌サッカー部 OB 会と称する。
目的	本会は会員相互の親睦を計り、済々黌高校現役チームの発展を精神的、経済的に支援することを目的とする。
事業	本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。 1) 他校との定期戦、及びOB戦の実施 2) 済々黌運動部OB連合会に参加する 3) その他目的達成に必要な事業
構成	済々黌高校生徒時にサッカー部に所属し、済々黌を卒業した者を原則とする。ただし、済々黌に関係する者でサッカーをこよなく愛する者は、役員会の承認を得て、会員とする。
組織	本会は会員をもって組織し、会員の中から役員を選出する。
役員	本会には次の役員を置く 1) 会長 1名 2) 副会長 若干名 3) 事務局長 1名 4) 幹事 学年幹事を原則とする 5) 監査 2名 上記の他、顧問、参与、事務局員を置くことが出来る。
役員 の選出	1, 会長は総会において選出する。 2, 副会長、事務局長、監査は会長が委嘱し、総会の同意を得る。 3, 顧問、参与は会長が委嘱し、総会の同意を得る。 4, 幹事は各学年代表を充てる。 5, 事務局員(会計担当含む)は事務局長が選任し、会長の同意を得る。
役員 の職務	本会の役員は次の職務を遂行しなければならない。 1, 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2, 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。 3, 事務局長は事務局員と協力し、会計事務を掌る他、会員への諸連絡を行う。又、必要に応じて、他団体との連絡調整をする。 4, 幹事は諸連絡、会費徴収等本会の運営に協力する。 5, 監査は、会計監査並びに本会運営についての業務監査を行う。 6, 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じ、参与は会務に参与する。

役員の任期	役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
役員の定年	役員はおおむね60歳以下の者とする。
会 議	会議は総会及び役員会とする。 1, 定期総会は2年に1回とし、会長が招集する。 2, 臨時総会は必要に応じて開催することができる。 3, 役員会は必要に応じて会長が招集する。
会 費	1, 本会は会費、寄付金その他の資金をもって運営する。 2, 会費は会員より年会費として徴収する。 3, 入会(卒業)後5年間は会費を免除する。 4, 会費は直接納入の他、学年幹事はその学年をまとめて納入する。 5, 会費の額は総会において決定する。
慶 弔	会員において慶弔ある時は本会の名において慶弔する。 1. 慶においては、会長の決定により取り扱う。 2. 会員本人死亡の場合は、弔意を表す。
補 則	その他必要な事項が発生した場合は役員会において決定する。